

令和6年度

成年後見制度に関する 専門職相談会

広島市成年後見利用促進センターでは、認知症等により、判断能力が十分でないために意思決定が困難な人を支える方などに対し**弁護士、司法書士、社会福祉士**が助言を行う成年後見制度に関する相談会を開催しています。

● 開催日時

原則 毎月第3火曜日 13時30分～16時30分（裏面実施予定日参照）
相談時間は、1人30分程度です。（定員：1日4名程度）

● 開催場所

広島市総合福祉センター

〒732-0822 広島市南区松原町5番1号（BIG FRONT ひろしま）

※ 10月15日は安佐北区総合福祉センター、12月17日は佐伯区地域福祉センターで実施。

※ オンライン（ZOOM）相談を希望される場合はご相談ください。

● 相談料金

無料

● 相談対象者

成年後見制度や権利擁護に関する相談を希望する地域住民の方
（相談者または対象者が広島市在住）

成年後見制度を利用した方が
いいのかな？
将来に備えてできることがある
のかしら？



● これまでの相談事例など

- 障害のある子どもの将来が心配なので成年後見制度の利用を考えている。
- 成年後見制度の利用方法を知りたい。
- 自分が認知症になったときに備えて、今からどのようなことができるのか。

様々な相談に対して専門職から助言を行い、必要に応じて適切な機関等の紹介も行います。

● 相談会当日までの流れ

相談会は**予約制**です。まずは電話、FAXまたはE-mailでお申込みください。

相談を希望される場合は、「専門職による成年後見制度に関する相談会申込書」を郵送、FAXまたはE-mailで送付しますので、必要事項を記入し、相談会開催月の**前月末**までに、広島市成年後見利用促進センターに提出してください。提出いただいた後、来場日時等を改めてご連絡いたします。

なお、成年後見制度に関する相談会ですので、内容によっては相談をお受けできない場合があります。

令和6年度

成年後見制度に関する専門職相談会 実施予定日

| 日程 | 曜日 | 時間 |
|---------------|-----|-------------------------------|
| 令和6年4月16日 | (火) | 13:30~16:30 |
| 5月21日 | (火) | 13:30~16:30 |
| 6月18日 | (火) | 13:30~16:30 |
| 7月16日 | (火) | 13:30~16:30 |
| 8月20日 | (火) | 13:30~16:30 |
| 9月17日 | (火) | 13:30~16:30 |
| 10月15日 | (火) | 13:30~16:30 (安佐北区総合福祉センター) |
| 11月19日 | (火) | 13:30~16:30 |
| 12月17日 | (火) | 13:30~16:30 (佐伯区地域福祉センター) |
| (注) 令和7年1月28日 | (火) | 13:30~16:30 |
| 2月18日 | (火) | 13:30~16:30 |
| 3月18日 | (火) | 13:30~16:30 |

(注) 1月の相談会は第4火曜日の1/28に開催します。※ 相談無料。事前予約必要。

申込み・問合せ先

広島市成年後見利用促進センター

TEL: 082-207-3367

FAX: 082-264-6437

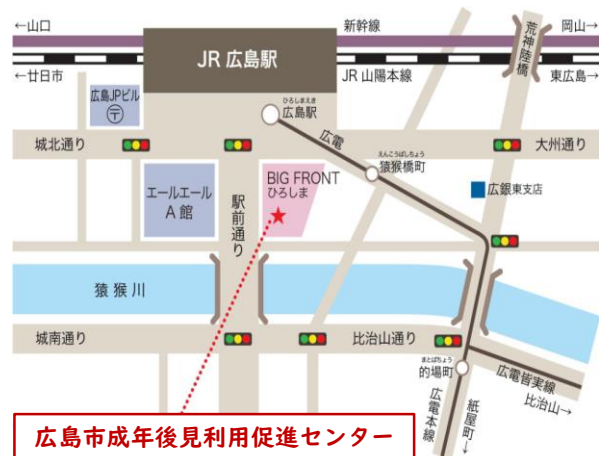
E-mail: kouken@shakyohiroshima-city.or.jp

〒732-0822

広島市南区松原町5番1号

BIG FRONT ひろしま6階

(社会福祉法人 広島市社会福祉協議会)



広島市成年後見利用促進センター